

[別紙1]

## 鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業 補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。  
添付書類:様式第1号(事業計画)様式第2号(収支予算書)

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

### 3. 事業開始

※申請した事業計画に変更がある場合は、速やかに担当まで報告してください。  
【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○下記提出先を郵送又は持参してください。  
添付書類:様式第1号(事業報告書)様式第2号(収支決算書)

### ◎補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先 中部総合事務所地域振興局中部振興課・  
鳥取県倉吉市東巖城2番地  
0858 - 23 - 3987